

Title	財政経済評論
Sub Title	
Author	浪速, 次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.7 (1919. 7) ,p.944(142)- 951(149)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190701-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の変更は定款自體に於て如何様に定むるも可なりとすれば定款に於て定款の変更は多數決によるべき旨を定むるを得るは勿論一少数社員に此の権限を與ふるも亦可なり目的外の行爲を爲すに付きても亦然り然らば少数社員か隨意に自己の負擔を軽減して他の社員の負擔を増加し或は恣に他の社員の業務執行權を奪ふか如き定款の変更を爲し又は社員の過半数或は一二の社員の意思によりて其の腹心の者に莫大なる贈與を爲して會社に損失を加ふるか如きことあるも如何ともすへからざるに至らん斯の如き結果に至るも社員は定款を承知の上にて入社したるものなれば止むを得ざる所なりとは大審院の論調なりと雖も吾人は法律は果して斯の如き人的團體の精神と相去ること遠くして一部社員の放恣專横の餘地を與ふる合資會社を認むるの必要ありやと問はんと欲す法律か一設備を認むるに當り

ては可及的其弊害を少なからしむるに力め以て人をして安んじて之れを利用せしめんとす民商二法を通じて何れの法律設備(Rechtsinstitut)も皆然らざるはなし而して其設備の弊害を除去するか爲めには決して個人の自由意思を拘束するを忘れざるなり官廳は牛乳賣買の自由を制限せずと雖も消毒せざる牛乳の販賣を許さず法律は會社設立の自由定款の自由を認むるも弊害の生すへきまでに其自由を認めたるに非ず商法第五十七條乃至第六十條は他の強行的規定と共に人的商事會社に對する消毒劑たるなり

財政經濟評論

浪 速 次 郎

一、平和克復後の物價
昨年十月に最高點に達した物價は其後本年三

月迄漸落の傾向を示してゐたが、四月より再び騰貴するに至つた。明治三十三年十月の物價を一〇〇とせる日本銀行の編纂に係る物價指數は最近十二ヶ月に對して左の數字を示してゐる。

月	物價指數	月	物價指數
大正七年六月	二四九・〇五	大正七年十二月	二八二・六一
同 七月	二五六・二七	大正八年 一月	二八三・二五
同 八月	二七二・〇四	同 二月	二八一・五九
同 九月	二七九・六三	同 三月	二七二・九八
同 十月	二八五・五〇	同 四月	二七三・一八
同 十一月	二八三・四三	同 五月	二八三・六八

右表に示すが如く、昨年十月の二八五に對して、本年三月の指數は二七二に低落したのであるが、翌四月には稍々恢復し、更に五月には二八

三に上騰して、戦時物價の最高潮期たりし昨年十月の指數の壘を摩せんとした。物價が休戦後斯の如く低落せるは我國特有の現象では無く、世界一般的の趨勢であると云ひ得る。例へば、英國の物價も、千九百一一年より五年迄の平均物

價を一〇〇とせる『エコノミスト』誌の物價指數に據れば、左の如く本年三月迄漸落してゐる。

月	物價指數	月	物價指數
一九一八年六月	二七七・五	一九一八年十二月	二七七・〇
同 七月	二七八・五	一九一九年 一月	二六五・九
同 八月	二八四・八	同 二月	二六三・八
同 九月	二八三・五	同 三月	二五九・四
同 十月	二八二・六	同 四月	二六二・四
同 十一月	二八二・六		

日本銀行の物價指數が昨年十月に最高點に達したるに反し、『エコノミスト』誌の指數が同年八月を以て最高點とせるの相異はあるが、休戦後本年三月迄漸落を示せるの一事に於ては兩者は一致してゐる。

斯くの如く、休戦後に於て物價が低落したのは少くとも二個の原因に基けるものである。一は戦争が終れば物價は當然低落するに相違ないと思惟せる實業家及び一般人士が貨物の購入を手控へたる爲めに誘致せられたる貨物需用の減

退であつて、他は媾和談判の成否及び國民並に國際經濟に及ぼす其の影響の如何を氣遣ひたる企業家が消極的方針を採つた事情に外ならぬ。又、四月以來物價が再び騰貴の趨勢を呈せるは國際聯盟並に媾和の成立が略ぼ確定的事實と爲るの見込が付きたる結果として、景氣が恢復せらるゝに至つた爲めであると思はれる。

従つて、獨塊が媾和條約に調印したる曉に於て、物價は更に騰貴するに至るであらうと思はれる。過去の大戦の終局前後に於ける物價の趨勢を觀るに、媾和談判進行中には物價が幾分か低落したが、媾和成立後には却つて戦時中よりも幾分か騰貴するを常とした。今回の歐洲戰爭は到底過去の戰爭と比較するを許さざる程大規模の戦亂であるが故に、過去に於ける戦後物價の大勢を標準として、直ちに今後に於ける物價の趨勢を類推することは危険であるが、休戦以

後の物價低落の状態及び程度より之を觀れば、物價が將來尙ほ幾分か騰貴するの傾向を有して居ると云ふて差支へあるまい。殊に、我國に在りては、平時に於ても、各年の下半年は大體に上半期よりも物價が騰貴するの常であるが故に、此事情は上記の趨勢を一層助長するに至るかも知れない。

勿論、以上論述せる所は何等の物價調節策が行はれざることを前提としたものである。假りに、英米佛の諸國に於て通貨の大收縮を實行するが如きことありとすれば、歐米の物價が暴落し、我國の物價も其の影響を蒙りて著しく低落するに至るであらうと思はれる。

二、景氣の恢復

物價が上述の如く四月より再び騰貴するに至つたことは一面に於て景氣の恢復を暗示してゐるのであるが、冬期中一時稍々沈滞してゐた我

經濟界が最近再び上景氣を呈するに至つたことは左に掲ぐる日本銀行の調査に係る銀行會社の新設並に擴張資本の月別表にも現はれてゐる。

月	新設及擴張資本	月	新設及擴張資本
大正七年六月	一四、一五〇、〇〇〇	大正七年十二月	三七、四九五、〇〇〇
同 七月	三五、〇〇〇、〇〇〇	大正八年 一月	三〇、五三三、七〇〇
同 八月	三六、三三〇、〇〇〇	同 二月	一〇六、六四〇、〇〇〇
同 九月	三〇、四四三、五〇〇	同 三月	一七、六六五、〇〇〇
同 十月	三〇、六六六、〇〇〇	同 四月	一七、四七〇、〇〇〇
同 十一月	二九、七〇〇、〇〇〇	同 五月	二四、三〇〇、〇〇〇

本表に示すが如く、本年に入りて後企業の計畫が激減したのであるが、五月には俄然増加してゐる。右表の統計は一方に於て公稱資本金十萬圓以上の銀行及び株式會社のみの新設資本金並に増資額を計上せるものであつて、個人企業又は合資合名會社の計畫資本を含まず、且つ又一方に於ては個人企業又は合名合資會社中株式組織に變更せられたるもの、公稱資本金を加算してゐるが爲め、上記の數字のみに依りては、

正確に新設企業及び増資計畫の程度を知ること不可能であるが、前表は企業熱が再び旺盛にならんとしてゐる傾向を示すには充分であると信ずる。

三、米國の金輸出解禁

米國は最近金輸出に對する制限を緩和するの方針を採るに至つたが、是れは一方に於ては同國が諸外國に率先して平和的經濟政策を實行し、以て公明正大なる對外政策の遂行を國是とせるの實を世界に公表し又一方に於ては金の自由市場を現出せしめ紐育をして世界金融市場の中心たらしむるの準備を爲すの下心に出でものでは無いかと思はれる。同國の内治外交が果して常に正義人道に適ひたるものなるか否やの判断は之を政論家に譲り度い。又、紐育が世界金融の中心たる地位を倫敦より奪ふに成功するや否かに就きては幾多の疑問の存するを認めざる

を得ぬ。然し當面の問題としては、金輸出の解禁が我經濟界に對して多少の影響を興ふることある可きを看過するを許さない。尤も、米國が金輸出に對する制限を多少緩和したとて、對米爲替相場が直ちに平時の現送點以内に低落するが如きことはあるまいと思はれる。従つて、實際には對米輸出が夫れが爲めに大に刺戟される可き筈が無いのであるが、心理的作用が働いて、對米輸出品が多少騰貴するに至り、其の結果として一般物價が吊り上げらるゝの傾向を有す可きは明かである。

四、米價の暴騰と調節

本年春期に一旦多少低落した米價が近時再び暴騰するに至つたので、米價調節論が復活して來た。米價は成程戰前に比して著しく騰貴してゐるに相違無いが、其の程度は必ずしも他の物價の騰貴率を遙かに抜いてゐるのではない。米

價が今日暴騰してゐるのは消費者の購買力が増進した結果である。少くとも、大多數の消費者が現今の高値を以てしても内地白米を購入するを得るの資力を有して居るからである。爾して、消費者が此資力を有せるは其の貨幣收入が激増した結果に外ならぬ。又、斯くの如く貨幣收入の増加せるは一般物價の騰貴に連れて企業家の所得が増加し、且つ其の使用人及び労働者の收入が之に伴ひて膨脹せるが爲めである。然るに、獨り米價のみを人爲的に引下げんとするは必ずしも公平なる政策と云ひ得ないではあるまいか。勿論、米穀は我國民の云はゞ絶體必需品であつて、貧民の収入の大部分は白米の購入に費消せらるゝのであるから、他種貨物の騰貴と米價の昂騰とは必ずしも同一に取扱ふことを許さぬ。然し總てが程度の問題であるを忘れてはならぬ。明治四十五年の夏米價が奔騰した時に、東

京市内に白米を買ふことが出來ずして餓死に瀕する者が續出したと傳へられてゐるが、現今に於ては米價が其時の殆んど二倍にも暴騰してゐるにも拘らず、生活難が其當時程甚敷無い様である。否な、米價は暴騰し、生活難の聲は頗る高いが、下級民の暮向は却つて米價の安き時よりも樂の様に見受けられる。是れは前にも云ふた通り、労働者の收入が激増した爲めに外ならぬ。

尤も、余輩と雖も、農民が米穀の賣情をして居るのを否定する者ではない。然し賣情に基く米價の騰貴は米穀のみに見る現象では無くして、他の殆んど總ての貨物共通の状態であつて、農民のみを非難するは當を得ない。農民が米穀の賣情をして居るのは彼等の金廻りが良くなつたのと彼等の投機心が盛んになつた爲めである。最近迄は如何に農村の金融を潤澤にし、新

米の捨賣を豫防するを得るかを研究して居つた憂國の士が今となつて農民の賣情を非難するは矛盾した態度ではあるまいか。都會の人は農民が一方に於て米穀の供給者であると同時に、又一方に於ては都市にて製造せらるゝ工藝品の需用者であるの事實を忘却して居るが如く見える。成程米價が安ければ、市民は助かる。然し米價の低落は農民階級の収入の減退を意味し、農村金融の逼迫は都市の工藝品に對する需用の縮少を來たすでは無いか。國民の半数以上に上る農民に苦痛を與へることが如何にして國民全體の物質的幸福を増進するの結果を呈するに至るであらうか。米穀を多量に貯藏して居るのは少數の中農大農並に仲買人であつて、農民の大多數を占むる小農は自家の用に供する丈の米穀を保有せるに過ぎずして、市場に供給するの餘裕を有せざるが故に、米價の騰貴は此等多數

の小農に何等の利益を與ふるもので無いとの説を懐ける者が少く無い。米穀の現存量の大部分が中農及び大農の所有に屬せるものであることは或は論者の説の通りであらう。然し夫れが爲めに、米價の騰貴は小農に何等の利益を與ふるもので無いと云へやうか。米價の騰貴は大中農の收入を増加し、大中農の收入の増加は農村の繁榮を誘致し、農村の繁榮は結局小農をも種々の點に於て利するに至る可きものではあるまいか。

斯く云へばとて、吾人は決して米價が如何程奔騰するとも之に人爲的の調節を施してはならぬと主張する者では無い。生活上の必需品が或る程度以上に暴騰するときには、實際上の生活難の問題とは必ずしも密接なる關係無くして、都會に於ける人心の動搖を醸す虞れがある。而して、此人心の動搖をば好機逸す可からずして、

政府の反對派、常習的不平黨、危険人物等が愚民を煽動して、社會の秩序を亂さんと努むるに至るかも知れない。従つて、爲政者は常に都會の民心に及ぼす米價騰貴の影響をば考察して居らねばならぬ。若し米騒動の徴候が現はれれば最高價格を制定して直ちに之を實施し、以て不祥事を未前に防遏すると同時に、米穀の現存量を調査するを要する。何故に、米穀の現存量を調査せねばならぬかと云ふに、米の貯藏總額が端境期迄國民全體を支へるに充分であるにも拘らず、賣惜みの爲めに米價が暴騰したのであるならば、最高價格の制定は供給を潤澤に爲すの効力を有す可きに由り、何等問題も起らぬのであるが、若し假りに米の現存量が事實缺乏してゐるとすれば、最高價格の實施は消費の増加を誘致するの結果を呈す可きが故に、米は益々實際に缺乏するに至り、食料品の絶體不足と云ふ

由々敷問題を惹起するの惧れがあるからである。従つて、調査の結果米が實際に缺乏して居ることが明瞭とならば、萬難を排して外米の輸入を圖りて其不足額を補ふか、或は國民の消費量を制限せねばならぬ。然し上述の調査は昨年の夏寺内内閣が試みたるが如き不完全極まる、従つて有害無益のものでは良く無い。此調査は多少の費用を掛けても完全に行ひ、米穀現存量の實數を求めねばならぬ。